

情報信頼性評価制度の費用に関する規定

情報信頼性評価制度規約第7条に基づいて情報信頼性評価制度（以下、「当制度」）の各費用について、下記の通り定める。

【第一条】 認定申請時の費用

1. 商品提供者が認定申請時に医療団に対し、支払う費用は、以下のとおりとする。

| | |
|---------------|---------------|
| ① 審査料 | 18,000 円 + 税 |
| ② 調査料 | 50,000 円 + 税 |
| ③ 実費経費（交通費等） | |
| ④ 認定・公開費（初年度） | 120,000 円 + 税 |
| ⑤ 評価報告書 | 無料（1冊） |
| ⑥ 認定状 | 無料（1枚） |

2. 商品提供者は、医療団に対し、前項の費用のうち①、②及び④は、認定申請時に前納し、審査の終了後③を支払う。なお、審査の結果、商品が認定されない場合であっても、前項の費用のうち①から③は返金されず、④のみ返金される。

3. 第1項の費用は、1件についての金額であり、商品提供者が、複数の件数の認定申請を行う場合には、医療団に対し、認定申請を行う件数分の費用を支払う必要がある。

【第二条】 評価報告書等の追加発行の場合の費用

商品提供者が当制度の認定を受けている商品に関し、評価報告書、認定書又は認定シールマークを追加で希望する場合に、医療団に対し、支払う費用は、以下のとおりとする。

| | |
|------------|--------------------|
| ① 評価報告書 | 実費 |
| ② 認定状 | 1枚につき 10,000 円 + 税 |
| ③ 認定マークシール | 1枚につき 10 円 + 税 |

【第三条】 認定更新時の費用

1. 商品提供者が認定更新を希望する場合に、医療団に対し、支払う費用は、以下のとおりとする。

| | |
|---------------|------------------|
| ① 更新料（認定・公開費） | 年間 120,000 円 + 税 |
|---------------|------------------|

2. 商品提供者は、認定更新を希望する場合、医療団に対し、認定期間満了までに、前項の費用を支払う。

3. 第1項の費用は、1件についての金額であり、商品提供者が、複数の件数の認定更新を行う場合には、医療団に対し、認定更新を行う件数分の費用を支払う必要がある。

【第四条】 当規定に記載のない事項に関する費用

当規定に記載されている事項以外の要望が商品提供者からあった場合は、実行の可否及び費用の有無について商品提供者と医療団双方で協議の上、決定する。

【第五条】 規定の変更

当規定は、医療団が予告なく内容を変更することができる。変更した内容は WEB サイト・ドクターズプラザ 『医療情報館』 (<https://www.drp.ne.jp/>) へ掲示することにより、即時効力を生ずる。

【附則】

1. 当規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
3. 平成 26 年 6 月 17 日 WEB サイトの名称変更に伴う表記の変更

以上